

予算の公表について（公告）

平成26年3月27日新潟県議会において議決された平成26年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成25年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成26年度新潟県一般会計予算

平成26年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,568,490,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金	額
第1款	県	税			千円
第1項	県		民 税		233,170,000
第2項	事		業 税		80,790,000
第3項	地		方 消 費 税		46,389,000
第4項	不		動 産 取 得 税		38,798,000
第5項	県		た ば こ 税		4,678,000
第6項	ゴ		ル フ 場 利 用 税		2,576,000
第7項	自		動 車 取 得 税		554,000
第8項	軽		油 引 取 得 税		1,998,000
第9項	自		動 車 取 得 税		24,806,000
第10項	鉾		区 車 税		32,168,000
第11項	狩		猟 税		49,000
第12項	産		業 廃 棄 物 税		31,000
第13項	旧		法 に よ る 税		332,000
					1,000
第2款	地 方 消 費 税 清 算 金				
					52,616,000
					52,616,000

第3款	地方譲与税	第1項 第2項 第3項 第4項	地方特別譲与税 地方揮發油譲与税 石油方入譲与税 航空機燃料譲与税	43,650,000 38,832,000 4,518,000 289,000 11,000
第4款	地方特例交付金	第1項	地方特例交付金	724,000 724,000
第5款	地方交付税	第1項	地方交付税	274,000,000 274,000,000
第6款	交通別安全対策金	第1項	交通安全対策特別交付金	572,000 572,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 第2項	分担負担金 負担金	6,856,281 1,588,008 5,268,273
第8款	使用材料及び手数料	第1項 第2項	使用手数料	12,625,072 8,765,705 3,859,367
第9款	国庫支出金			138,654,474

	第1項 国庫金	37,444,230
	第2項 国庫金	98,627,897
	第3項 国庫委託金	2,582,347
第10款 財産収入	第1項 財産収入	3,096,183
	第2項 財産収入	835,740
	第2項 財産収入	2,260,443
第11款 寄附金	第1項 寄附金	5,029,641
	第1項 寄附金	5,029,641
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	25,107,563
	第2項 基金繰入金	595,377
	第2項 基金繰入金	24,512,186
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	483,366,786
	第2項 利子収入	276,743
	第2項 利子収入	10,091
	第3項 営企業貸付金収入	21,756,083
	第4項 貸付金収入	433,391,753
	第5項 受託事業収入	16,891,573
	第6項 収益事業収入	3,835,475
	第7項 利子割算金収入	3,561
	第8項 雑収入	7,201,507

第 14 款	県	債	第 1 項	県	債	288,862,000 288,862,000
第 15 款	繰	越	第 1 項	繰	越	160,000 160,000
歳		入	合		計	1,568,490,000

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,421,582 1,421,582	千円
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 総 務 管 理 費 第 3 項 統 計 調 査 費 第 4 項 徴 税 費 第 5 項 市 町 村 振 興 費 第 6 項 選 挙 費 第 7 項 人 事 委 員 会 費 第 8 項 監 査 委 員 費	30,293,434 4,404,436 14,370,999 798,256 6,874,100 3,133,584 316,303 150,763 244,993	
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 管 理 費 第 2 項 防 災 費 第 3 項 環 境 企 画 費 第 4 項 環 境 対 策 費 第 5 項 廃 棄 物 対 策 費	12,447,799 6,951,317 2,787,764 483,574 355,131 1,870,013	

<p>第4款 福祉保健費</p>	<p>第1項 福祉保健費 第2項 福祉指導費 第3項 福祉業務費 第4項 医師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康保健費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉費 第9項 児童家庭費</p>	<p>146,198,641 19,679,132 42,215,661 4,947,315 1,365,486 36,739,850 6,019,356 1,622,688 18,413,766 15,195,387</p>
<p>第5款 労働費</p>	<p>第1項 労働委員會費 第2項 労働政策能力開發費 第3項 職業能力開發費</p>	<p>6,630,773 129,740 4,096,310 2,404,723</p>
<p>第6款 産業費</p>	<p>第1項 産業政策費 第2項 産業振興費 第3項 商産業振興費 第4項 産業立地費 第5項 産業觀光費</p>	<p>140,808,293 5,416,078 1,686,015 120,766,309 11,069,090 1,870,801</p>
<p>第7款 農林水産業費</p>		<p>78,905,273</p>

	<p>第1項 農地 費 第2項 農地 費 第3項 農地 費 第4項 農地 費 第5項 農地 費 第6項 農地 費 第7項 農地 費 第8項 農地 費 第9項 農地 費 第10項 農地 費 第11項 農地 費</p>	<p>3,554,536 7,880,337 1,324,947 4,094,195 303,884 856,183 3,873,249 14,943,332 3,637,833 37,124,737 1,312,040</p>
<p>第8款 土木費</p>	<p>第1項 土 費 第2項 道 費 第3項 河 費 第4項 砂 費 第5項 都 費 第6項 建 費 第7項 交 費 第8項 港 費 第9項 港 費 第10項 空 費</p>	<p>164,234,724 11,095,979 53,805,432 32,204,117 11,669,417 5,617,903 26,927,161 10,460,582 708,492 10,947,823 797,818</p>

第9款	警察費	第1項 第2項	警察 警察 管 行 費 費	48,943,989 45,593,740 3,350,249
第10款	教育費	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項	教 育 總 務 學 校 學 校 學 校 支 援 學 推 進 學 校 進 政 育 興 學 費 費 費 費 費 費 費 費 費	216,796,814 6,255,304 126,858,409 49,795,266 17,207,943 361,128 2,440,949 1,712,323 10,779,026 1,386,466
第11款	災害復舊費	第1項 第2項	農 林 水 產 施 設 災 害 復 舊 費 費	5,537,686 1,404,884 4,132,802
第12款	債費	第1項	泉 債 費	617,831,855 617,831,855
第13款	支 出 金	第1項	公 營 企 業 貸 付 金	98,139,137 21,756,083

第2項	雜地	支	出	1,839,500
第3項	地方	消費	清算	38,056,731
第4項	子	割	付	501,806
第5項	配	交	付	1,778,436
第6項	株式	所得	交付	283,932
第7項	地方	消費	交付	26,662,519
第8項	ゴルフ	場	利用	387,800
第9項	自動車	取得	交付	1,426,897
第10項	輕油	引	交付	5,444,324
第11項	利	子	精	1,109
第14款	予	備	費	300,000
				300,000
			計	1,568,490,000
			合	
		出		
	歲			

第2表 継続費						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	県道地ヶ 緊急(竹 鼻 下 渡路整 一 周備 事 業 線 (ル)	3,800,000	26	600,000	千円
				27	1,000,000	千円
				28	1,000,000	千円
				29	1,000,000	千円
				30	200,000	千円

第3表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	自治研究所研修外部委託契約	平成27年度から 平成28年度まで				162,800千円		
	新潟県LANシステム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通基盤システム運用管理委託契約	平成27年度から 平成31年度まで				408,244千円		
	財務会計システム機器更新業務委託契約	平成27年度				13,813千円		
	番号制度対応システム開発等業務委託契約	平成27年度から 平成28年度まで				187,530千円		
	平成26年度における地方債の共同発行によつて生ずる 連帯債務	平成26年度から 平成36年度まで				元金1,414,000千円及び 当該額に対する利子相 当額		
	財務会計システム運用管理委託契約	平成27年度から 平成30年度まで				109,767千円		
	公益財団法人新潟県中越地震復興基金損失補償契約	平成26年度					金融機関が平成26年度に公益財団法人新潟県中越地震復興基金に貸し付け ける復興基金事業資金4,326,000千円が回収されない場合に生じる損失を補 償する。	
	がん予防総合センター棟空調設備更新工事請負契約	平成27年度				112,206千円		
	魚沼コホート研究寄附講座設置協定	平成27年度				100,000千円		
	スプリングラワー等設置費借入利子補給契約	平成27年度から 平成41年度まで					スプリングラワー等設置費借入利子補給金交付要綱に基づき、融資機関がスプ リングラワー等消防用設備を設置するための資金を総額158,884千円の範囲内 で社会福祉法人等に融通する場合、利子補給率年2.45パーセント以内として 算定した額	

離職者等再就職訓練委託契約	平成 27 年 度	279,675千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約	平成 27 年 度	32,754千円	
海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成 27 年 度	42,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	平成 28 年度から 平成 34 年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が平成28年度に行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額50,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成 27 年度から 平成 34 年度まで	766,173千円	新潟県信用保証協会が平成26年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
消費税増税対策設備投資緊急促進事業補助金交付決定	平成 27 年 度	500,000千円	
小規模事業者経営改善資金利子補給契約	平成 27 年度から 平成 31 年度まで		小規模事業者経営改善支援助利子補給金交付要綱に基づき、小規模事業者が小規模事業者経営改善資金を総額1,800,000千円の範囲内で株式会社日本政策金融公庫から借り入れた場合、利子補給率年0.2パーセント以内として算定した額
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が平成26年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農業構造改革支費事業資金68,807千円が回収されないうちに発生する損失を補償する。
中山間地域新規就農者確保モデル事業補助金交付決定	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	18,000千円	
農業近代化資金利子補給契約	平成 27 年度から 平成 46 年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,400,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

農業経営負担軽減支援資金利息補給契約	平成27年度から平成44年度まで	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利息補給契約	平成27年度から平成46年度まで	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額140,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利息補給契約	平成27年度から平成36年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営改善緊急支援資金利息補給契約	平成28年度から平成52年度まで	畜産特別支援資金利息補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営改善緊急支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
新潟県農林公社事業資金損失補償契約（相手方 株式会社日本政策金融公庫）	平成26年度から平成81年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成26年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金（森林整備活性化資金を含む）59,002千円及び当該額に対する利子（遅延利息を含む）相当額が回収されない場合に生じる損失（契約に定める補償履行日までに生じる利子を含む）を補償する。
中山間地等平準化資金利息補給契約	平成27年度から平成30年度まで	新潟県中山間地等平準化対策事業実施要綱に基づき、融資機関が中山間地等平準化資金を総額2,340千円の範囲内で県の承認を得て土地改良区等に無利子で融通する場合、利子補給率年2.55パーセント以内として算定した額
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成27年度から平成38年度まで	576,896千円
国営佐渡2期土地改良事業負担金	平成27年度から平成38年度まで	59,265千円
県営かんがいの排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	平成27年度	300,000千円
県営かんがいの排水事業佐渡地区工事請負契約	平成27年度	120,000千円
県営湛水防除事業安野川1期地区工事委託契約	平成27年度	64,000千円

県営湛水防除事業新発田東部地区工事請負契約	平成 27 年度	516,000千円	
県営湛水防除事業新発田東部2期地区工事請負契約	平成 27 年度	660,000千円	
県営畑地帯総合整備事業舟山地区工事請負契約	平成 27 年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業三和中部第1地区工事請負契約	平成 27 年度	39,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中江北部第2地区工事請負契約	平成 27 年度	40,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成 27 年度	47,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業川東中央地区工事請負契約	平成 27 年度	3,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業湯地区工事請負契約	平成 27 年度	7,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業湯2期地区工事請負契約	平成 27 年度	9,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業小中川地区工事請負契約	平成 27 年度	54,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業湯4期地区工事請負契約	平成 27 年度	6,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業湯5期地区工事請負契約	平成 27 年度	18,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成 27 年度	43,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成 27 年度	41,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業上泉地区工事請負契約	平成27年度	43,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業花見地区工事請負契約	平成27年度	78,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業葦神北部地区工事請負契約	平成27年度	17,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業米倉地区工事請負契約	平成27年度	17,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成27年度	14,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業城之入川地区工事請負契約	平成27年度	5,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業上岩田地区工事請負契約	平成27年度	38,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業善根地区工事請負契約	平成27年度	11,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業下田尻地区工事請負契約	平成27年度	18,000千円	
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成27年度	11,000千円	
県営中山間地域対策事業相川北部地区工事請負契約	平成27年度	28,000千円	
県営中山間地域対策事業当間地区工事請負契約	平成27年度	10,000千円	
県営中山間地域対策事業長坂地区工事請負契約	平成27年度	4,000千円	
県営中山間地域対策事業坂口新田地区工事請負契約	平成27年度	12,000千円	

県営中山間地域対策事業上岡地区工事請負契約	平成 27 年 度	8,000千円
一般国道345号道路改築（新鷗泊トンネル）工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	800,000千円
県道横畑高田線道路改築工事請負契約	平成 27 年 度	88,000千円
県道仲田塩沢線緊急地方道路整備工事費用負担協定（相手方 北陸地方整備局）	平成27年度から平成28年度まで	30,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備（跳坂トンネル）工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	400,000千円
一般国道289号朝日大橋上部工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで	1,550,000千円
県道柿崎牧線吉川橋上部工事請負契約	平成 27 年 度	140,000千円
一般国道292号仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	29,000千円
一般国道403号仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	25,000千円
県道白山村松線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	20,000千円
県道黒倉野中線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	20,000千円
県道下田見附線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	23,000千円
県道出戸村松線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	27,000千円
県道柏崎高浜堀之内線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	10,000千円

県道佐渡一周線仮設橋賃借契約		平成27年度から平成28年度まで	30,000千円	
二級河川吉川広域河川改修工事請負契約		平成27年度	37,000千円	
一級河川五十嵐川河川災害復旧助成（遊水地排水樋門）工事請負契約		平成27年度から平成28年度まで	859,000千円	
一級河川五十嵐川河川災害復旧助成（遊水地越流堤）工事請負契約		平成27年度から平成28年度まで	918,000千円	
一級河川柿川床上浸水対策特別緊急（放水路本体）工事請負契約		平成27年度から平成28年度まで	1,000,000千円	
一級河川柿川床上浸水対策特別緊急（排水機場）工事請負契約		平成27年度から平成28年度まで	280,000千円	
一級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急工事費用負担協定（相手方 東日本旅客鉄道株式会社）		平成27年度から平成28年度まで	690,000千円	
儀明川ダム京田儀明線6号橋架設工事請負契約		平成27年度	122,000千円	
久知川ダム堰堤改良（通信管理設備）工事請負契約		平成27年度	345,000千円	
十三石川障害防止工事請負契約		平成27年度	80,000千円	
なびくら川障害防止工事請負契約		平成27年度	80,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約		平成26年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額938,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。	
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約		平成27年度から平成31年度まで	5,244千円	
魚沼基幹病院外構2期工事請負契約		平成27年度から平成29年度まで	293,825千円	

加茂病院改築実施設計業務委託契約	平成 27 年 度	82,601千円	
朱鷺メッセ連絡デッキ復旧工事請負契約	平成 27 年 度	198,796千円	
交番駐在所賃借契約 (相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成 27 年度から 平成 50 年度まで	総額 262,774 千円以内と 公租公課及び火災保険料 の実額との合計額	胎内警察署乙駐在所外 5 か所 賃借期間が満了し、賃借料を完済した後、賃 借物件の所有権を県が無償で取得する。
交通信号機灯器用 LED 電球賃借契約	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	64,317千円	
新潟商業高校校舎建築工事請負・工事監理委託契約	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	1,705,901千円	
新潟県埋蔵文化財センター管理協定	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	50,432千円	
トーベ・ヤンソン展 (仮称) 開催費用負担協定 (相手方 株式会社産経新聞社)	平成 27 年 度	2,160千円	

第4表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路事業	千円 6,649,000					
河川事業	12,867,000					
海岸事業	628,000					
砂防事業	5,088,000					
街路事業	230,000					
公園事業	717,000	普通貸借又は債券発行				
営繕事業	277,000	(他の地方公共団体との				
港湾事業	6,492,000	共同発行を含む。なお、				
空港事業	295,000	発行価格が額面金額を下				
水産事業	168,000	回るときは、それぞれの	年9パー			
漁港事業	457,000	発行価格差減額を埋める	セント以内			
林道事業	497,000	ために必要な金額を限度				
治山事業	2,910,000	額に加算した金額を限度				
農地事業	7,383,000	額とする。)				
災害復旧事業	1,826,000					
学校教育施設等整備事業	1,323,000					
社会福祉施設整備事業	619,000					
施設整備事業費(一般財源化分)	650,000					
地域活性化事業	357,000					

防 災 対 策 事 業 費	985,000		
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	12,076,000		
合 併 特 例 事 業 費	4,249,000		
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	631,000		
河 川 等 整 備 事 業 費	87,000		
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	1,539,000		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	158,000		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	463,000		
本 庁 舎 改 修 事 業 費	82,000		
県 民 会 館 改 修 事 業 費	15,000		
地 域 機 関 改 修 事 業 費	343,000		
地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	172,000		
合 併 市 町 村 特 別 対 策 事 業 費	1,424,000		
移 動 通 信 用 鉄 塔 施 設 整 備 事 業 費	2,000		
国 立 ・ 国 定 公 園 施 設 整 備 事 業 費	20,000		
地 域 用 水 環 境 整 備 事 業 費	1,000		
石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金 負 担 事 業 費	18,000		
中 越 大 震 災 復 興 基 金 出 資 事 業 費	5,000,000		
医 療 体 制 整 備 事 業 費	101,000		
集 落 雪 崩 対 策 事 業 費	7,000		
北 陸 新 幹 線 整 備 事 業 費	1,962,000		
え ち ご と き め き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	5,704,000		

連絡デツキ落下事故復旧事業費	49,000			
公共施設等除却費	249,000			
行政改革推進債	7,859,000			
借換債	116,578,000			
臨時財政対策債	71,200,000			
退職手当債	8,455,000			
合 計	288,862,000			

平成26年度新潟県債管理特別会計予算

平成26年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,304,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	191,304,910 千円
歳	合 計	191,304,910

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	191,304,910 191,304,910	千円
歳 出	合 計	191,304,910	

平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,760,222千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金	額
第1款 地域貸付事業	第1項 諸収入	2,760,222	千円
	第2項 繰越金	923,637	
		1,836,585	
歳	合 計	2,760,222	

2 歳 出			金 額
款	項	金 額	千円
第 1 款 地 域 づ く 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	2,760,222	
	第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費	1,836,585	
合 計		2,760,222	
歳 出			

平成26年度新潟県災害救助事業特別会計予算

平成26年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,371,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金	1,371,579	千円
	第2項 財産収入	49,234	
	第3項 寄附金	1,064	
	第4項 繰入金	500	
			313,699

	第5項 諸 収 入	33,924
	第6項 県 債	9,733
	第7項 分 担 金 及 び 負 担 金	963,425
歳 入	合 計	1,371,579

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	1,367,079	
	第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	1,274,188	
	第 3 項 災 害 救 助 積 立 金	1,064	
	第 4 項 災 害 救 助 積 立 金	80,562	
		11,265	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	4,500	
		4,500	
歳 出 合 計		1,371,579	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
災害援護資金貸付事業費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害甲類金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第14条第2項の規定による。		

平成26年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,595千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 母子寡婦福祉資金		千円
貸付事業収入		
第1項 繰入	繰入	450,595
第2項 諸収入	収入	93,223
第3項 県債	債	156,359
第4項 繰越	越	181,932
		19,081

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合 計</p>	<p>450,595</p>
----------	----------	------------	----------------

2 歲 出			
款	項	金	額
第 1 款 母 貸 子 寡 婦 福 祉 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		千 円 450,595 450,595
歲	出	合	計
			450,595

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
母子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 181,932	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。		

平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,695千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入	9,695
	第2項 寄附金	176
	第3項 繰入金	10
	第4項 諸収入	9,508
		1
歳 入 合 計		9,695

2 歳 出		項 金	額
第 1 款	心 障 身 施 害 兒 者 業 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金	9,695
		第 2 項 線 出 金	11
第 1 款 合 計			9,684
第 2 款 合 計			9,695

平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,630,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 取 入	第1項 繰 入 第2項 諸 金 第3項 県 入 第4項 繰 債 繰 越 金	1,630,964 8,538 680,636 138,066 803,724

千円

歳	入	計	1,630,964
---	---	---	-----------

2 歳 出		金 額	
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	1,630,964	千円
	第 2 項 貸 付 事 業 費	950,331	
	第 3 項 貸 付 事 業 費	461,481	
	第 3 項 貸 付 事 業 費	219,152	
歳 出 合 計		1,630,964	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
中小企業高度化資金貸付事業費	千円 138,066	普通貸借	年1.05パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額	額
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	122,673	千円
	第2項 繰上金	1,166	
	第3項 繰入金	70	
第2款 木材産業等高度化推進資金	繰入金	121,437	
		128,746	

	第 1 項 第 2 項 第 3 項	諸 県 繰 越	収 越	入 債 金	70,875 43,000 14,871
第 3 款 林業就業付 貸付事業促進 資金収入	第 1 項	繰	越	金	2,100 2,100
歳	入	合	計		253,519

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業資金費	第 1 項 貸付事業費	122,623 122,623
第 2 款	木材産業等高度化推進事業資金費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	113,875 86,000 27,875
第 3 款	林業就業促進事業資金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出	合 計		253,519

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金費 貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	81,223	千円
	第2項 諸収入	428	
	第3項 繰越金	61	
		80,734	
歳 入	合 計	81,223	

2 歲 出			
款	項	金	額
第 1 款	沿 岸 漁 業 改 善 事 業 金 費 付 資 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	81,173 81,173
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費	50 50
歲	出	合 計	81,223

平成26年度新潟県有林事業特別会計予算

平成26年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入		171,631
	第1項 国庫支出金	9,764
	第2項 財産収入	13,921
	第3項 繰上金	139,262
	第4項 県債	7,600
	第5項 繰越金	1,084

千円

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合 計</p>	<p>171,631</p>
----------	----------	------------	----------------

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	170,631	
	第 2 項 事 業 費	80,507	
	第 3 項 事 業 費	66,124	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	24,000	
	第 1 項 予 備 費	1,000	
合 計		171,631	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 7,600	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,191千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	320,191
	第2項 繰入金	318,276
		1,915
歳 入	合 計	320,191

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 都市開発資金事業費	第 1 項 事業費		320,191
	第 2 項 繰出金		1,915
			318,276
歳	出	合 計	320,191

千円

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,286,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		金 額
款	項	額
第1款 流域下水道事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	13,286,261
	第2項 使用料及び手数料	4,996,276
	第3項 国庫支出金	464
	第4項 財産収入	3,866,108
	第5項 繰入金	891
	第6項 繰上入金	2,038,586
	第7項 諸県収入	426,108
	第8項 繰越債	1,847,000
		110,828
歳 入	合 計	13,286,261

2 歳 出			金 額
款	項		千円
第 1 款 流域下水道事業費	第 1 項 管 理 費		13,175,433
	第 2 項 建 設 費		3,741,289
	第 3 項 県 債 費		6,664,917
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		110,828
歳 出		合 計	13,286,261

第2表 債務負担行為						
事	項	期	限	度	額	明
	信濃川下流域下水道建設工事請負契約	平成27年度から 平成28年度まで		285,000千円		
	魚野川流域下水道建設工事請負契約	平成27年度		360,000千円		

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法
流域下水道事業費	千円 1,847,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,923,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 港湾整備事業収入	第1項 使用料及び手数料	2,923,169	千円
	第2項 国庫支出金	1,175,626	
	第3項 財産収入	15,000	
	第4項 繰入金	285,895	
	第5項 雑収入	271,792	
		75,855	

	第 6 項 県 第 7 項 繰	債 金	1,099,000 1
歳	入	合 計	2,923,169

2 歲 出			
款	項	金	額
第 1 款 港 灣 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	2,923,016	千 円
	第 2 項 事 業 費	1,179,423	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	153	
	第 2 項 予 備 費	153	
合 計		2,923,169	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費	千円 1,099,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	

平成26年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予 定 量
1	営業関係	卸供給電力量	MWh 554,939
2	建設改良関係	1 建設工事 (1) 胎内第四発電所建設事業 (2) 新エネルギー発電設備建設事業 2 増強改良工事 既設発電所の増強改良	一 式 一 式 一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 電気事業	収益	5,350,427
第1項 営業	収益	4,751,815
第2項 財務	収益	5,239
第3項 事業外	収益	183,625
第4項 特別	利益	409,748

支 出		千円
第1款 電気事業	費用	5,319,893
第1項 営業	費用	3,597,330
第2項 財務	費用	413,057
第3項 事業外	費用	22,653
第4項 特別	損失	1,266,853
第5項 予備	費	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	資本の収入	6,875,777
第1項	企業の債	4,305,600
第2項	在庫補助金	45,547
第3項	固定資産売却代金	300
第4項	貸付金返済金	2,303,319
第5項	貸受託金	179,878
第6項	雑収入	41,133

支出		千円
第1款	資本の支出	6,727,604
第1項	建設費	5,241,631
第2項	企業債償還金	1,303,972
第3項	投資	24
第4項	他会計繰出金	13,000
第5項	受託工事費	167,977
第6項	雑支出	1,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
田川内・笠掘発電所巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで		千円 40,044
刈谷田・広神発電所巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで		27,540
高田・新高田発電所巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで		31,496
三面発電所1号調速機更新工事	平成27年度		36,752
高田発電所コイル更新工事	平成27年度		218,355

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新エネルギー発電設備建設事業費	千円 4,305,600	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額	金額
1 職員給与	847,275	千円
2 交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成26年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分			予	定	量
1 営業関係	1	給	水	先	92か所	59,136,926立方メートル	162,019立方メートル
	2	年	間	給			
	3	日	平均	給			
2 建設改良関係		既	設	備	増	強	改
		良	化	良			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 工業用水道事業収益		3,505,447
第1項 営業収益		1,613,971
第2項 営業外収益		258,106
第3項 特別利益		1,633,370

支 出		千円
第1款 工業用水道事業費用		3,717,649
第1項 営業費用		2,142,548
第2項 営業外費用		95,936
第3項 特別損失		1,469,165
第4項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額115,519千円は、次のとおり補てんするものとする。

收 入		千円
第1款 資本 的 業 務 的 收 入	入 債 金	174,344
第2項 企 他 會 計 補 助 金	助 金	120,000
第3項 固 定 資 產 處 分 收 入	代 金	37,514
第4項 維 修 費 收 入	入	30
		16,800

支 出		千円
第1款 資 本 的 支 出	出 費 金	289,863
第1項 建 設 費	良 還 金	172,208
第2項 企 業 債 償 還 費	資	117,641
第3項 投 資		14

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				減 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	過 損 留 保 資 金
第1項 建設改良費	千円 172,208	千円 157,544	千円 14,664	千円 2,660	千円 2,029	千円 9,975
第2項 企業債償還金	117,641	16,800	100,841	30,361	67,702	2,778
第3項 投資	14		14		14	
計	289,863	174,344	115,519	30,361	69,745	12,753

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上越工業用水道運転管理及び巡視点検業務委託	平成27年度から 平成30年度まで	千円 250,992

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新設 新潟臨海工業用水道増強費	千円 86,100	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
上越工業用水道増強費	33,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
1 職員給与	443,916 千円
2 交際費	34

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からの会計へ補助を受ける金額は、65,375千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成26年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	営業関係	土地	地の	売却	分	予	定	量
1	営業	関係	土地	の	売却		224,000	平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		入
第1款	工業用地造成事業	収益
第1項	営業	収益
第2項	営業外	収益
		千円
		4,011,980
		3,211,900
		800,080

支 出		千円
第1款	工業用地造成事業費用	2,864,814
第1項	営業費用	2,826,886
第2項	営業外費用	33,080
第3項	特別損失	3,848
第4項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,684,958千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	120
第1項	土地売却代金	120

支		出	
第1款	資本的支出	千円	
第1項	工業用地造成費	2,685,078	
第2項	企業償還金	22,500	
第3項	企業償還金	359,249	
第4項	他会計借入金返済金	2,303,319	
	雑支出	10	

区	分	支出予定額	充収	当入	財定額	源額	差引不足額	補てん財源	
								勘定	年度留保
第1項	工業用地造成費	千円 22,500	千円 120				千円 22,380		千円 22,380
第2項	企業償還金	359,249					359,249		359,249
第3項	他会計借入金返済金	2,303,319					2,303,319		2,303,319
第4項	雑支出	10					10		10
	計	2,685,078	120				2,684,958		2,684,958

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費	60,418	千円
2	交際費	18	

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,164千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分の	態	様		
土	地	工	業	用	地	上	越	市	93,000	平方メートル	売	却	
						見	附	市	48,000		売	却	
						阿	賀	野	市	31,000		売	却
						新	潟	市	及	び	52,000		売

平成26年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 34,222

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 用地造成事業収益	298,884
第1項 営業収益	294,106
第2項 営業外収益	4,778

千円

支		出
第1款 用地造成事業費用		206,350
第1項 営業費用		206,104
第2項 営業外費用		246

千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,830,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	所	在	数	量	処分の様
土	地	新	北	平方メートル	34,222	売却
		浦	聖			
		原	籠			
		郡	町			
		渦				
		市				

平成26年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			3,423床
年間患者数	入外	院来	1,007,000人 1,567,000人 2,574,000人
1日平均患者数	入外	院来	2,759人 6,422人 9,181人
主な建設改良事業	1 病院改築関係	十日町病院改築事業	一式
	2 病院増改築関係	加茂病院改築調査・設計事業	一式

	中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 精神医療センター整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 医療器械備品整備事業	式 — — — — —
--	--	----------------------------

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益	78,511,890	
第1項 医療収益	65,563,179	
第2項 医療外収益	12,946,011	
第3項 特別利益	2,700	

支 出		千円
第1款 病院事業費用	79,510,151	
第1項 医療費用	74,963,218	
第2項 医療外費用	1,913,840	
第3項 特別損失	2,633,093	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,944,074千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	10,578,014
第1項	投資回収	2,293
第2項	企業業債	6,984,000
第3項	補助金	1,817,025
第4項	負担金交付金	1,749,517
第5項	その他の資本的収入	25,179

支 出		千円
第1款	資本的支出	14,522,088
第1項	建設改良費	9,019,256
第2項	無形固定資産	30
第3項	投資	2,293
第4項	償還	5,500,509

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加茂病院改築実施設計業務委託契約	平成27年度	千円 82,601
がんセンター新設 空調設備更新 新渦病院医師局等 新事業負担金	平成27年度	41,787
十日町病院医師公舎借上契約	平成27年度から 平成30年度まで	24,960

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 6,984,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	42,347,656	千円
2	交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,529,310千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、19,171,932千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	医療情報総合システム 心臓血管造影装置 (アンギオ) 全身用血管造影装置 (アンギオ) X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)		五 一 一 一	式 式 式 式

平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	業務の予定量
主な建設改良事業	1 病院新築関係	一式
	魚沼基幹病院新築事業	一式
	2 総合医療情報システム整備事業	一式
	3 医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	1,132,485
第1項 医療外収益	1,132,485

支 出		千円
第1款 病院事業費用		1,132,485
第1項 医療費用		20,697
第2項 医療外費用		1,111,788

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入		15,111,016
第1項 企業債		15,029,000
第2項 企業負担金交付金		82,016

支 出		千円
第1款 資本的支出		15,111,016
第1項 建設改良費		15,098,489
第2項 無形固定資産		11,453
第3項 償還金		1,074

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
魚沼基幹病院外構2期工事委託契約		平成27年度から平成29年度まで				千円 293,825
魚沼基幹病院器械備品整備事業		平成27年度				3,319,000
魚沼基幹病院物品納入支援業務委託契約		平成27年度				26,449

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 15,029,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,029,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,120,740千円である。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	手術映像記録配信システム	—	式
	内視鏡手術システム	—	式
	生体情報モニタ	—	式

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,504,606千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,301,890,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県	税	千円	千円	千円
	第1項 県民税	226,072,000	4,634,000	230,706,000
	第2項 事業税	78,334,000	2,965,000	81,299,000
	第3項 地方消費税	42,182,000	2,694,000	44,876,000
	第4項 不動産取得税	35,439,000	△ 563,000	34,876,000
	第5項 県たばこ税	4,505,000	363,000	4,868,000
	第6項 ゴルフ場利用税	2,979,000	47,000	3,026,000
	第7項 自動車取得税	563,000	13,000	576,000
	第8項 軽油引取税	3,887,000	35,000	3,922,000
	第9項 自動車税	25,447,000	△ 1,071,000	24,376,000
	第10項 自動車税	32,254,000	329,000	32,583,000
	第11項 区猟税	48,000	2,000	50,000
	第12項 狩猟廃棄物税	37,000	△ 2,000	35,000
	第13項 旧法による税	395,000	△ 177,000	218,000
		2,000	△ 1,000	1,000
第2款 地方消費税清算金		47,009,000	△ 1,743,000	45,266,000
第3款 地方譲与税		47,009,000	△ 1,743,000	45,266,000
		36,144,000	4,004,000	40,148,000

	第1項 地方人特別譲与税	31,202,000	4,289,000	35,491,000
	第2項 地方揮発油譲与税	4,613,000	△ 271,000	4,342,000
	第3項 石油ガス譲与税	318,000	△ 12,000	306,000
	第4項 航空機燃料譲与税	11,000	△ 2,000	9,000
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	764,000	△ 631	763,369
		764,000	△ 631	763,369
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	277,700,000	△ 1,720,415	275,979,585
		277,700,000	△ 1,720,415	275,979,585
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	627,000	△ 29,000	598,000
		627,000	△ 29,000	598,000
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	7,292,477	△ 357,212	6,935,265
	第2項 負担金	1,687,082	16,880	1,703,962
		5,605,395	△ 374,092	5,231,303
第8款 使用材料及び手数料	第1項 使用材料	10,342,292	△ 86,402	10,255,890
	第2項 手数料	6,785,330	△ 120,464	6,664,866
		3,556,962	34,062	3,591,024
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	186,005,574	13,512,169	199,517,743
	第2項 国庫補助金	38,471,395	11,768	38,483,163
		143,978,362	14,050,681	158,029,043

	第3項 委託金	3,555,817	△	550,280	3,005,537
第10款 財産収入					
	第1項 財産運用収入	2,816,684	△	1,247,567	1,569,117
	第2項 財産売却収入	803,156	△	20,790	782,366
		2,013,528	△	1,226,777	786,751
第11款 寄附金	第1項 寄附金	46,163		3,777	49,940
		46,163		3,777	49,940
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	63,960,054	△	1,175,115	62,784,939
	第2項 基金繰入金	913,264		452,129	1,365,393
		63,046,790	△	1,627,244	61,419,546
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	175,718,013	△	33,382,461	142,335,552
	第2項 利子収入	398,410	△	55,988	342,422
	第3項 公営企業貸付金収入	10,129		1,065	11,194
	第4項 貸付金収入	22,667,173	△	487,400	22,179,773
	第5項 受託事業収入	133,479,051	△	31,902,271	101,576,780
	第6項 収益事業収入	7,763,325	△	973,063	6,790,262
	第7項 利益事業収入	3,749,548		545,033	4,294,581
	第8項 利子割精算金収入	3,656		147	3,803
	第8項 雑収入	7,646,721	△	509,984	7,136,737
第14款 県債	第1項 県債	296,695,900	△	14,979,000	281,716,900
		296,695,900	△	14,979,000	281,716,900

第15款	繰越金	第1項繰越金	2,202,167	1,062,251	3,264,418
			2,202,167	1,062,251	3,264,418
	繰入	合計	1,333,395,324	△ 31,504,606	1,301,890,718

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議会費	第1項 議会費	1,406,060 千円	△ 17,454 千円	1,388,606 千円	
第2款 総務費	第1項 政 策 費	54,412,465	22,866,248	77,278,713	
	第2項 政 務 管 理 費	4,411,361	△ 131,095	4,280,266	
	第3項 政 務 統 計 調 査 費	36,959,828	23,125,412	60,085,240	
	第4項 政 務 統 計 調 査 費	591,339	△ 10,892	580,447	
	第5項 政 務 統 計 調 査 費	6,971,193	63,361	7,034,554	
	第6項 政 務 統 計 調 査 費	3,871,374	△ 41,253	3,830,121	
	第7項 政 務 統 計 調 査 費	1,214,242	△ 141,689	1,072,553	
	第8項 政 務 統 計 調 査 費	147,497	415	147,912	
	第9項 政 務 統 計 調 査 費	245,631	1,989	247,620	
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	12,360,455	△ 438,095	11,922,360	
	第2項 県民生活管理費	1,991,065	△ 7,118	1,983,947	
	第3項 県民生活管理費	7,058,473	△ 130,389	6,928,084	
	第4項 県民生活管理費	890,159	△ 10,529	879,630	
	第5項 県民生活管理費	362,557	△ 26,951	335,606	
	第6項 県民生活管理費	2,058,201	△ 263,108	1,795,093	

第4款 福祉保健費	福祉保健費 第1項 福祉保健費 第2項 福祉指導費 第3項 福祉事務費 第4項 醫師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉費 第9項 児童家庭費	148,326,189 17,794,463 41,757,641 7,932,641 1,810,746 38,570,388 5,761,919 1,667,149 17,761,278 15,269,964	406,221 893,767 △ △ △ △ 1,518 △ 658,535 650,380	148,732,410 18,688,230 41,189,351 7,329,250 1,789,121 38,062,655 5,763,437 1,570,209 18,419,813 15,920,344
第5款 労働費	労働委員会費 第1項 労働委員会費 第2項 労働雇用費 第3項 職業能力開発費	11,112,194 128,164 8,584,636 2,399,394	△ △ △ △	10,687,663 127,868 8,507,486 2,052,309
第6款 産業費	産業政策費 第1項 産業政策費 第2項 産業振興費 第3項 商業振興費 第4項 産業立地費 第5項 産業観光費	140,231,628 5,168,569 1,660,267 120,344,239 11,191,814 1,866,739	△ △ △ △ △ △	107,817,154 5,000,463 1,531,443 89,454,724 10,135,523 1,695,001

第7款 農 林 水 産 業 費	90,053,632	△ 5,058,280	84,995,352
第1項 農 業 総 務 費	3,414,114	△ 60,119	3,353,995
第2項 地 域 農 政 推 進 費	7,786,631	△ 1,500,061	6,286,570
第3項 農 産 園 芸 費	1,304,247	△ 146,024	1,158,223
第4項 農 産 営 業 費	3,945,188	△ 24,429	3,920,759
第5項 食 品 流 通 費	295,194	△ 8,857	286,337
第6項 畜 産 業 費	841,785	2,412	844,197
第7項 水 産 業 費	4,476,610	△ 546,017	3,930,593
第8項 林 業 費	20,410,010	△ 987,164	19,422,846
第9項 農 地 管 理 費	2,984,681	24,397	3,009,078
第10項 農 地 基 盤 整 備 費	43,224,866	△ 1,812,891	41,411,975
第11項 農 地 計 画 費	1,370,306	473	1,370,779
第8款 土 木 費	192,645,682	△ 12,419,219	180,226,463
第1項 土 木 管 理 費	11,015,628	△ 65,118	10,950,510
第2項 道 路 橋 りょう 費	66,944,540	2,233,111	69,177,651
第3項 河 川 海 岸 費	41,391,532	△ 167,540	41,223,992
第4項 砂 防 費	17,259,252	153,667	17,412,919
第5項 都 市 計 画 費	6,458,562	△ 287	6,458,275
第6項 建 築 費	20,007,094	△ 1,229,083	18,778,011
第7項 交 通 策 費	17,338,291	△ 12,813,785	4,524,506
第8項 港 振 興 費	462,829	△ 50,533	412,296
第9項 港 灣 費	10,928,737	△ 419,657	10,509,080

	第10項	空	港	費	839,217	△	59,994	779,223
第9款	警	察	管	理	費			
	第1項	警	察	管	理	費	87,358	49,635,897
	第2項	警	察	行	政	費	136,031	46,183,514
						△	48,673	3,452,383
第10款	教	育	總	務	費			
	第1項	教	育	總	務	費	1,677,474	215,868,881
	第2項	小	學	校	費	△	22,498	4,525,647
	第3項	高	等	學	校	費	△	850,855
	第4項	特	別	支	援	學	△	433,743
	第5項	生	涯	學	習	推	△	302,858
	第6項	文	化	行	政	費	△	7,258
	第7項	保	健	體	育	費	△	57,055
	第8項	私	學	教	育	振	△	33,201
	第9項	大	學	興	費		20,361	11,003,527
							9,633	1,376,388
第11款	災	害	復	舊	費			
	第1項	農	林	水	產	施	1,190,174	17,000,507
	第2項	土	木	施	設	災	935,470	4,795,071
							254,704	12,138,884
第12款	債	債	債	債	費			
	第1項	縣	債	債	費	△	586,095	303,497,366
						△	586,095	303,497,366
第13款	諸	支	出	金		△	3,018,985	92,539,346

	第1項 公營企業貸付金	22,667,173	△	487,400	22,179,773
	第2項 雜支	3,454,900	△	539,000	2,915,900
	第3項 地方消費税清算金	34,955,929	△	2,209,146	32,746,783
	第4項 利子割交付金	747,092	△	139,000	608,092
	第5項 配当割交付金	446,094		510,246	956,340
	第6項 株式等譲渡所得割交付金	110,484		1,329,372	1,439,856
	第7項 地方消費税交付金	23,926,704	△	988,447	22,938,257
	第8項 ゴルフ場利用税交付金	394,100		13,637	407,737
	第9項 自動車取得税交付金	3,075,950	△	161,788	2,914,162
	第10項 軽油引取税交付金	5,777,841	△	346,384	5,431,457
	第11項 利子割精算金	1,564	△	575	989
	第12項 特別地方消費税交付金	500	△	500	
歳	出	1,333,395,324	△	31,504,606	1,301,890,718
	合計				

第2表 継続費補正 1 変更									
款	項	事業名	補正前		補正後		補正前 年割額 千円	補正後 年割額 千円	補正 年度
			総額 千円	年割額 千円	総額 千円	年割額 千円			
第2項 第2項 道路橋りょう費		一般国道403号道路 改築工事 (新大倉トンネル)	1,000,000	24	221,000	24	221,000	24	221,000
				25	300,000	25	436,000	25	436,000
				26	300,000	26	300,000	26	300,000
				27	179,000	27	43,000	27	43,000
				13	0	13	0	13	0
				14	470,000	14	470,000	14	470,000
				15	740,000	15	740,000	15	740,000
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (奥胎内ダム)	23,312,304	16	900,000	16	900,000	16	900,000
				17	430,000	17	430,000	17	430,000
				18	360,000	18	360,000	18	360,000
				19	527,000	19	527,000	19	527,000
				23,312,304	23,312,304	23,312,304	23,312,304		

				20	451,000			20	451,000		
				21	700,000			21	700,000		
				22	1,796,414			22	1,796,414		
				23	1,935,800			23	1,935,800		
				24	2,197,500			24	2,197,500		
				25	2,185,500			25	2,185,500		
				26	2,208,000			26	2,208,000		
				27	2,203,000			27	2,203,000		
				28	2,542,000			28	2,542,000		
				29	2,410,900			29	2,410,900		
				30	1,255,190			30	1,257,690		
				15	0			15	0		
				16	450,000			16	450,000		
				17	425,000	23,530,000		17	425,000		
				鶴川治水ダム事業費 (鶴川)							23,530,000

				18	350,000			18	350,000
				19	500,000			19	500,000
				20	430,000			20	430,000
				21	500,000			21	500,000
				22	867,000			22	867,000
				23	1,221,800			23	1,221,800
				24	712,700			24	712,700
				25	800,000			25	898,600
				26	797,000			26	942,731
				27	795,000			27	940,731
				28	1,145,000			28	1,145,000
				29	1,217,000			29	1,217,000
				30	2,319,000			30	2,319,000
				31	2,800,000			31	2,800,000

第6項 建築費 十日町病院改築事業	9,508,193	32	2,770,000	32	2,770,000	32	2,770,000
		33	2,720,000	33	2,720,000	33	2,720,000
		34	2,154,300	34	2,154,300	34	1,764,238
		35	556,200	35	556,200	35	556,200
		25	0	25	0	25	0
		26	1,896,766	26	1,896,766	26	2,000,674
		27	1,583,522	27	1,583,522	27	1,633,901
		28	138,109	28	138,109	28	142,029
		29	1,310,875	29	1,310,875	29	1,348,290
		30	2,296,293	30	2,296,293	30	2,361,867
		31	1,916,659	31	1,916,659	31	1,980,319
		32	365,969	32	365,969	32	376,427
				9,843,507			

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限	度	額	説	明
公益財団法人新潟県環境保全事業団損失補償契約		平成25年度から平成26年度まで					公益財団法人新潟県環境保全事業団が、平成25年度において、金融機関から借り入れられる事業資金870,000千円に約定利息を加えた額について、金融機関からない場合の損失を補償する。	
新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県県庁舎図書館管理協定		平成26年度から平成30年度まで				906,310千円		
新潟中条中核工業団地用地取得契約 (相手方 独立行政法人中小企業基盤整備機構)		平成26年度から平成38年度まで				288,825千円		
阿賀野高校グラウンド敷地賃借契約 (相手方 関東財務局)		平成26年度から平成28年度まで				11,184千円		

2 変 更		事 項	補 前		補 後		明 説
			期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
		県庁舎エレベータ改修工事請負契約	平成26年度から平成28年度まで	206,820千円	平成26年度から平成28年度まで	260,209千円	
		税総合オンラインシステム帳票印刷関連業務委託契約	平成25年度から平成29年度まで	177,190千円	平成25年度から平成29年度まで	180,432千円	
		コンビニエンスストア県税収納業務委託契約	平成25年度から平成27年度まで	3,639千円	平成25年度から平成27年度まで	3,705千円	
		新潟県民会館管理協定	平成25年度から平成29年度まで	317,605千円	平成25年度から平成29年度まで	324,436千円	
		新潟県住宅新築資金等貸付事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社第四銀行)	平成11年度から平成35年度まで	株式会社第四銀行が県から借り入れた資金等から平成11年度に行う住宅新築資金等貸付事業に係る償還金が回されなかつたときは、総額24,194千円を限度としてその損失を補償する。	平成11年度から平成45年度まで	株式会社第四銀行が県から借り入れた資金等から平成11年度に行う住宅新築資金等貸付事業に係る償還金が回されなかつたときは、総額24,194千円を限度としてその損失を補償する。	
		海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成 26 年 度	45,000千円	平成 26 年 度	51,000千円	
		農業近代化資金利子補給契約	平成26年度から平成45年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,500,000千円を範囲内で県の承認する場、利子補給率年2.25パーセントとして算定した額	平成26年度から平成45年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,700,000千円を範囲内で県の承認する場、利子補給率年2.25パーセントとして算定した額	

漁業近代化資金利子補給契約	平成26年度から平成45年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額270,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合一パーセント以上として算定した額	平成26年度から平成45年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額250,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合一パーセント以上として算定した額	平成26年度から平成45年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額270,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合一パーセント以上として算定した額	平成25年度から平成26年度まで	23,500千円			
県道押切停車場線仮設橋賃借契約	平成25年度	20,000千円	平成25年度	20,000千円	平成25年度	20,000千円	平成25年度から平成26年度まで	23,500千円			
新発田川放水路特定構造物改築(通信管理設備)工事請負契約	平成26年度	240,000千円	平成26年度	240,000千円	平成26年度	240,000千円	平成26年度から平成27年度まで	240,000千円			
新潟県立植物園管理協定	平成23年度から平成27年度まで	1,210,380千円	平成23年度から平成27年度まで	1,210,380千円	平成23年度から平成27年度まで	1,224,213千円	平成23年度から平成27年度まで	1,224,213千円			
新潟県立紫雲寺記念公園管理協定	平成24年度から平成28年度まで	461,772千円	平成24年度から平成28年度まで	461,772千円	平成24年度から平成28年度まで	472,345千円	平成24年度から平成28年度まで	472,345千円			
新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鍾木地区)管理協定	平成25年度から平成27年度まで	214,128千円	平成25年度から平成27年度まで	214,128千円	平成25年度から平成27年度まで	218,208千円	平成25年度から平成27年度まで	218,208千円			
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約	平成26年度から平成30年度まで	1,134千円	平成26年度から平成30年度まで	1,134千円	平成26年度から平成30年度まで	2,062千円	平成26年度から平成30年度まで	2,062千円			
県営住宅敷地賃借契約(相手方 長岡市)	平成26年度から平成27年度まで	27,388千円	平成26年度から平成27年度まで	27,388千円	平成26年度から平成27年度まで	28,390千円	平成26年度から平成27年度まで	28,390千円			
交番駐在所賃借契約(相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成26年度から平成49年度まで	総額168,719千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	平成26年度から平成49年度まで	総額168,719千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	平成26年度から平成49年度まで	総額156,986千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	平成26年度から平成49年度まで	総額156,986千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額			二条駅前交番外4か所賃借期間が満了し、賃借料を完済した後、賃借料の所有権を県が無償で取得する。

第4表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
減収補てん債	千円 377,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	

起債の目的		補		正		前		正		後		
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	償還の方法
道路事業費	8,592,000									6,783,000		
河川事業費	15,019,000									14,961,000		
海岸事業費	882,000									857,000		
砂防事業費	6,964,000									6,914,000		
公園事業費	668,000									660,000		
空港事業費	305,000									294,000		
水産事業費	166,000									165,000		
漁港事業費	704,000									585,000		
林道事業費	679,000									612,000		
治山事業費	3,891,000									3,867,000		
農地事業費	9,425,000									7,064,000		
災害復旧事業費	5,097,000									5,662,000		

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

年9パーセント以内

補正前に同じ

学校教育施設等整備事業費	645,000				745,000	
社会福祉施設整備事業費	631,000				700,000	
施設整備事業費 (一般財源化分)	632,000				572,000	
地域活性化事業費	920,000				849,000	
防災対策事業費	4,436,000				4,323,000	
地方道路等整備事業費	12,952,000				13,431,000	
合併特例事業費	2,698,000				3,715,000	
河川等整備事業費	51,000				54,000	
臨時高等学校改築等事業費	1,073,000				1,077,000	
交通安全施設整備事業費	446,000				415,000	
本庁舎改修事業費	56,000				54,000	
県民会館改修事業費	8,000				6,000	
地域機関改修事業費	723,000				678,000	
地域プロジェクト事業費	172,000				125,000	

合併市町村特別対策事業費	2,000,000								
国立・国定公園施設整備事業費	19,000						17,000		
医療体制整備事業費	43,000						35,000		
魚沼基幹病院出資事業費	571,000						547,000		
北陸新幹線整備事業費	7,408,000						52,000		
えちごトキめき鉄道株式会社出資事業費	3,742,000						946,000		
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	1,085,000						419,000		
行政改革推進債	9,431,000						7,599,000		
臨時財政対策債	78,700,000						80,407,000		
退職手当債	6,979,000						7,267,000		
合計	296,695,900						281,339,900		

平成25年度新潟県債管理特別会計補正予算

平成25年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,150,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		千円 133,289,533	千円 861,253	千円 134,150,786
	第1項 繰入金	133,289,533	861,253	134,150,786
歳入	合計	133,289,533	861,253	134,150,786

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 133,289,533	千円 861,253	千円 134,150,786
	第1項 県債費	133,289,533	861,253	134,150,786
歳出	合計	133,289,533	861,253	134,150,786

平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ967,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,046,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	第1項 諸収入	3,013,904 千円	△ 967,274 千円	2,046,630 千円
	第2項 繰越金	928,925	△ 10,000	918,925
歳 入 合 計		3,013,904	△ 967,274	2,046,630

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款	地域づくりに資する事業費	千円 3,013,904	千円 △ 967,274	千円 2,046,630	
	第1項 貸付事業費	2,084,979	△ 957,274	1,127,705	
	第2項 貸付債権活用事業費	928,925	△ 10,000	918,925	
歳	出	合計	合計	合計	
		3,013,904	△ 967,274	2,046,630	

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,470千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,012,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円	千円	千円
	第1項 国庫支出金	1,959,562	52,470	2,012,032
	第2項 財産収入	50,277	100,180	150,457
	第4項 繰入金	1,102	△ 724	378
	第5項 雑収入	414,700	207,080	621,780
	第7項 分担金及び負担金	34,926	141,795	176,721
	第8項 繰越金	1,445,034	△ 396,425	1,048,609
	合 計	3,290	564	3,854
歳 入	合 計	1,959,562	52,470	2,012,032

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 1,955,062	千円 52,470	千円 2,007,532
	第1項 災害救助費	1,876,980	△ 529,716	1,347,264
	第2項 基金積立金	1,102	142,016	143,118
	第4項 繰出金	11,642	440,170	451,812
歳 出	合 計	1,959,562	52,470	2,012,032

平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ418,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 417,512	千円 711	千円 418,223
歳入	合計	84,634	711	85,345
	合計	417,512	711	418,223

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	第1項 貸付事業費	千円 417,512	千円 711	千円 418,223
歳出	合計	417,512	711	418,223

平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者 総合施設事業収入	第1項 財産収入	千円 8,456	千円 △ 12	千円 8,444
歳 入	合 計	8,456	△ 12	8,444

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款	心身障害児者費	千円 8,456	△	千円 8,444
	第2項 繰出金	8,445	△	8,433
歳	合計	8,456	△	8,444

平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416,121千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,380,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業		千円 1,796,832	千円 △ 416,121	千円 1,380,711
	第2項 諸 収 入	988,588	△ 416,121	572,467
歳 入	合 計	1,796,832	△ 416,121	1,380,711

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付業		千円 1,796,832	千円 △ 416,121	千円 1,380,711
	第2項 果 債 費	669,048	△ 281,092	387,956
	第3項 繰 出 金	319,537	△ 135,029	184,508
歳 出	合 計	1,796,832	△ 416,121	1,380,711

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	中小企業高度化資金貸付契約	平成	26	年度		140,426千円		

平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,784千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善資金	第1項 繰入金	千円 122,791	千円 △ 178	千円 122,613
歳入	合計	251,962	△ 178	251,784

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 林業改善事業資金費		千円 122,741	千円 178	122,563	
	第1項 貸付事業費	122,741	178	122,563	
歳	出 合 計	251,962	178	251,784	

平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,136千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 81,278	千円 △ 142	千円 81,136
歳入	合計	81,278	△ 142	81,136

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善事業資金費 沿貸付	第1項 貸付事業費	千円 81,228	△ 142	千円 81,086
	合計	81,228	△ 142	81,086
歳	出	81,278	△ 142	81,136

平成25年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,584千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,642千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 157,226	千円 △ 9,584	千円 147,642
	第1項 国庫支出金	4,646	25	4,671
	第2項 財産収入	16,501	△ 5,358	11,143
	第3項 繰入金	126,414	549	126,963
	第4項 県債	4,800	△ 4,800	
歳 入	合 計	157,226	△ 9,584	147,642

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県有林事業費		千円 156,226	千円 9,584	146,642	
	第1項 事業費	66,102	△ 9,434	56,668	
	第2項 県債費	66,124	△ 150	65,974	
歳出	合計	157,226	△ 9,584	147,642	

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円
県有林事業費	4,800		普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。							

平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	収入	千円 538,555	千円 147,000	千円 685,555
	第1項 財産収入	536,640	147,000	683,640
歳入	合計	538,555	147,000	685,555

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 都市開発資金事業費		千円 538,555	千円 147,000	千円 685,555	
	第2項 繰出金	536,640	147,000	683,640	
歳出	合計	538,555	147,000	685,555	

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,359,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,350,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 14,709,569	千円 △ 1,359,290	千円 13,350,279	
	第1項 分担金及び負担金	5,366,552	△ 321,076	5,045,476	
	第2項 使用料及び手数料	457	29	486	
	第3項 国庫支出金	3,478,662	△ 748,104	2,730,558	
	第4項 財産収入	1,075	△ 17	1,058	
	第5項 繰入金	1,971,619	△ 3,274	1,968,345	
	第6項 諸収入	185,838	△ 59,310	126,528	
	第7項 県債	3,605,000	△ 238,000	3,367,000	
	第8項 繰越金	100,366	10,462	110,828	
歳 入	合 計	14,709,569	△ 1,359,290	13,350,279	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		千円 14,609,203	千円 △ 1,259,424	千円 13,349,779	
	第1項 管 理 費				
	第2項 管 設 費	3,655,741	△ 50,758	3,604,983	
	第3項 建 設 費	6,269,952	△ 1,166,621	5,103,331	
	第4項 景 観 復 旧 費	4,683,510	△ 46,977	4,636,533	
第2款 予 備 費		100,366	△ 99,866	500	
	第1項 予 備 費	100,366	△ 99,866	500	
歳 出	合 計	14,709,569	△ 1,359,290	13,350,279	

第2表 継続費補正
1 変更

款	項	事業名	補正		補正		後			
			年度	年割額	年度	年割額				
第1款 流域下水道事業	第2項 建設費	信濃川下流域 下水道事業 (新湯地区)	8	千円 964,459	8	千円 964,459	千円 964,459			
			9	1,234,836	9	1,234,836	1,234,836			
			10	2,083,400	10	2,083,400	2,083,400			
			11	1,924,000	11	1,924,000	1,924,000			
			12	2,559,000	12	2,559,000	2,559,000			
			13	1,618,000	13	1,618,000	1,618,000			
			14	1,279,500	14	1,279,500	1,279,500			
			15	197,360	15	197,360	197,360			
			16	256,000	16	256,000	256,000			
			17	54,700	17	54,700	54,700			
			18	281,150	18	281,150	281,150			
						総額	千円	総額	千円	22,131,030
						総額	千円	総額	千円	21,028,818

	19	479,250		19	479,250
	20	767,200		20	767,200
	21	1,986,100		21	1,986,100
	22	1,730,541		22	1,730,541
	23	1,520,678		23	1,520,678
	24	1,272,401		24	1,272,401
	25	745,243		25	573,455
	26	75,000		26	1,006,000
				27	343,000
	58	3,216,800		58	3,216,800
	59	3,409,600		59	3,409,600
	60	2,433,000		60	2,433,000
	61	1,697,518		61	1,697,518
	62	1,552,457	50,293,228	62	1,552,457
			50,811,718		
<p>信濃川下流域 水道事業費 (長岡処理区)</p>					

				63	1,622,000	63	1,622,000
				元	1,536,000	元	1,536,000
				2	1,560,000	2	1,560,000
				3	1,562,000	3	1,562,000
				4	3,850,000	4	3,850,000
				5	3,024,200	5	3,024,200
				6	1,203,900	6	1,203,900
				7	3,024,850	7	3,024,850
				8	1,473,310	8	1,473,310
				9	1,474,242	9	1,474,242
				10	1,444,600	10	1,444,600
				11	1,009,800	11	1,009,800
				12	2,152,000	12	2,152,000
13	2,456,500	13	2,456,500				

	14	1,661,300	1,661,300	14	1,661,300	1,661,300
	15	835,400	835,400	15	835,400	835,400
	16	442,600	442,600	16	442,600	442,600
	17	124,000	124,000	17	124,000	124,000
	18	279,600	279,600	18	279,600	279,600
	19	559,650	559,650	19	559,650	559,650
	20	691,800	691,800	20	691,800	691,800
	21	1,230,700	1,230,700	21	1,230,700	1,230,700
	22	1,023,005	1,023,005	22	1,023,005	1,023,005
	23	1,078,289	1,078,289	23	1,078,289	1,078,289
	24	1,376,107	1,376,107	24	1,376,107	1,376,107
	25	1,094,500	1,094,500	25	1,094,500	951,990
	26	193,500	193,500	26	193,500	854,500
	4	63,736,578	640,000	4	640,000	640,000
	阿賀野川流域 下水道事業費 (新井郷川処理区)			65,329,181		

				5	2,420,000	5	2,420,000	5	2,420,000
				6	2,459,500	6	2,459,500	6	2,459,500
				7	5,566,500	7	5,566,500	7	5,566,500
				8	5,845,534	8	5,845,534	8	5,845,534
				9	3,442,100	9	3,442,100	9	3,442,100
				10	6,456,200	10	6,456,200	10	6,456,200
				11	3,960,000	11	3,960,000	11	3,960,000
				12	4,037,000	12	4,037,000	12	4,037,000
				13	5,487,000	13	5,487,000	13	5,487,000
				14	3,473,000	14	3,473,000	14	3,473,000
				15	2,750,000	15	2,750,000	15	2,750,000
				16	3,070,500	16	3,070,500	16	3,070,500
				17	2,603,000	17	2,603,000	17	2,603,000
				18	2,176,000	18	2,176,000	18	2,176,000

					19	1,732,600	19	1,732,600
					20	2,163,000	20	2,163,000
					21	1,388,700	21	1,388,700
					22	803,447	22	803,447
					23	272,219	23	272,219
					24	504,278	24	504,278
					25	1,656,500	25	1,221,441
					26	829,500	26	2,608,162
							27	249,000
					7	1,636,800	7	1,636,800
					8	886,800	8	886,800
					9	1,629,350	9	1,629,350
					10	3,513,908	10	3,513,908
					11	3,948,000	11	3,948,000
								59,633,504
								59,725,593
								域 流 事 業 費 (西 川 處 理 區)
								西 川 流 域 水 道 事 業 費 (西 川 處 理 區)

				12	4,716,000	12	4,716,000
				13	4,946,000	13	4,946,000
				14	4,557,500	14	4,557,500
				15	5,734,500	15	5,734,500
				16	4,416,900	16	4,416,900
				17	3,755,500	17	3,755,500
				18	4,240,600	18	4,240,600
				19	2,873,000	19	2,873,000
				20	3,594,900	20	3,594,900
				21	2,678,200	21	2,678,200
				22	2,773,219	22	2,773,219
				23	2,510,916	23	2,510,916
				24	966,500	24	966,500
				25	347,000	25	130,911

									26	94,000
									27	30,000

第3表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	補 限度額 千円	起債の方法	利率	補 限度額 千円	起債の方法
流域下水道事業費	3,605,000	普通借券発行額と格別発行額との差額を埋め、格別発行額を超過する金額は、格別発行額を超過する金額を加算する。	年9パーセント以内	3,367,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ298,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,972,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 4,270,333	千円 △ 298,307	千円 3,972,026	
	第1項 分担金及び負担金	29,634	△ 29,634		
	第2項 使用料及び手数料	1,389,238	32,704	1,421,942	
	第3項 国庫支出金	38,000	194,029	232,029	
	第4項 財産収入	24,194	△ 589	23,605	
	第5項 繰入金	530,286	△ 32,000	498,286	
	第6項 雑収入	33,080	122,183	155,263	
	第7項 県債	2,213,000	△ 585,000	1,628,000	
歳 入	合 計	4,270,333	△ 298,307	3,972,026	

2 歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 4,270,180	△ 298,307	千円 3,971,873
	第1項 事業費	1,604,480	△ 298,307	1,306,173
歳 出	合 計	4,270,333	△ 298,307	3,972,026

平成25年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量
	営業関係	卸供給電力量				
1		MWh	554,939			MWh 609,763

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 4,622,232	千円 131,341	千円 4,753,573
第1項	営業収益	4,595,834	131,990	4,727,824
第2項	財務収益	5,302	677	5,979
第3項	事業外収益	21,096	△ 1,326	19,770

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	4,194,784	60,086	4,254,870
第1項 営業費用	3,711,671	30,610	3,742,281
第3項 事業外費用	20,244	29,476	49,720

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,487,629千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	5,048,060	△ 1,606,234	3,441,826
第1項 企業債	3,623,100	△ 293,700	3,329,400
第2項 国庫補助金	34,179	△ 13,442	20,737
第4項 貸付金返済金	1,303,319	△ 1,300,000	3,319
第5項 受託金	87,152	908	88,060

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	資本的支出	7,028,696	△ 1,099,241	5,929,455
第1項	建設改良費	4,604,546	△ 496,125	4,108,421
第3項	貸付金	1,000,000	△ 600,000	400,000
第5項	受託工事費	87,152	△ 3,116	84,036

区	分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補てん財源					消費 費 税 本 的 収 支 額 千円		
					過 去 年 度 留 保 資 金 千円	当 年 留 保 資 金 千円	年 度 定 額 積 立 金 千円	減 積 立 金 千円	債 積 立 金 千円		建設改良 積立金 千円	地域振興 積立金 千円
第1項	建設改良費	4,108,421	3,357,780	750,641	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第2項	企業償還金	1,322,998		1,322,998	1,187,998	40,931	135,000	517,772				191,938
第3項	貸付金	400,000		400,000	400,000							
第4項	他会計繰出金	13,000		13,000						13,000		
第5項	受託工事費	84,036	84,036		990							
第6項	雑支出	1,000	10	990								
	計	5,929,455	3,441,826	2,487,629	1,588,988	40,931	135,000	517,772	13,000			191,938

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		22	64,697	千円	22	64,697
					23	84,037		23	84,037
					24	232,570		24	232,570
					25	193,654		25	126,178
			2,215,788		26	150,858	2,264,598	26	245,932
					27	210,942		27	211,973
1	資本的支出	1 建設改良費			28	525,524		28	524,167
					29	426,046		29	438,224
					30	327,460		30	336,820
					24	500		24	500
		新潟東部太陽光 発電所(3号系列) 建設事業	6,915,648		25	3,224,228	6,819,183	25	2,916,002

						26	3,348,480	26	3,299,551
						27	342,440	27	603,130

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額	金額
新エネルギー発電設備建設事業費	千円 3,623,100	千円 3,329,400	千円 3,329,400

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額	金額
職員給与	千円 802,557	千円 810,770	千円 810,770

平成25年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分			元 予 定 量	変 更 予 定 量
	1 給 水 先 数	2 年 間 総 給 水 量	3 一 日 平 均 給 水 量		
1 営 業 関 係				59,960,641 立方メートル 164,276 立方メートル	91か所 54,481,798 立方メートル 149,265 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業収益	2,216,341	338,940	2,555,281
第1項 営業収益	1,571,569	△ 4,999	1,566,570
第2項 営業外収益	5,638	66,956	72,594
第3項 特別利益	639,134	276,983	916,117

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,556,970	△ 301,069	2,255,901
第1項 営業費用	2,497,069	△ 550,911	1,946,158
第2項 営業外費用	42,470	124,343	166,813
第3項 特別損失	7,431	125,499	132,930

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,387千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	1,584,942	△ 978,469	606,473
第1項	業債	420,100	26,000	446,100
第3項	他会計補助金	12,757	△ 4,597	8,160
第4項	他会計借入金	1,000,000	△ 1,000,000	
第5項	固定資産売却代金	30	178	208
第6項	雑収入	56,357	△ 50	56,307

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	793,340	△ 28,480	764,860
第1項	建設改良費	525,856	△ 24,076	501,780
第2項	企業債償還金	267,484	△ 4,455	263,029
第3項	雑支出		51	51

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				減 積	債 金 立	過年度損益 勘定留保資金
第1項 建設改良費	千円 501,780	千円 480,673	千円 21,107	千円	千円	千円 21,107
第2項 企業債償還金	263,029	125,800	137,229	25,493	110,013	1,723
第3項 雑支出	51		51		51	
計	764,860	606,473	158,387	25,493	110,064	22,830

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
新潟臨海工業用水道建設事業費	千円 213,800	千円 226,100
新潟臨海工業用水道設備増強費	80,500	94,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	金額	元金額	変更金額
職員給与費		千円 410,264	千円 453,239

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を40,710千円に改める。

平成25年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 182,000	平方メートル 35,316	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 3,361,777	千円 △ 1,960,697	千円 1,401,080
第1項	営業収益	2,543,222	△ 1,956,821	586,401
第2項	営業外収益	818,555	△ 3,876	814,679

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	2,363,671	△ 1,744,536	619,135
第1項 営業費用	2,306,298	△ 1,744,182	562,116
第2項 営業外費用	56,373	△ 354	56,019

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額292,786千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	120	400,000	400,120
第2項 他会計借入金		400,000	400,000

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	1,992,906	△ 1,300,000	692,906
第3項 他会計借入金返済金	1,303,319	△ 1,300,000	3,319

区 分	支 出 予 定 額 千円	充 当 財 源 入 予 定 額 千円	差 引 不 足 額 千円	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 資 金
第1項 工業用地造成費	22,500	22,500			
第2項 企業債償還金	667,077	377,610	289,467	289,467	
第3項 他会計借入金返済金	3,319		3,319		3,319
第4項 雑支出	10	10			
計	692,906	400,120	292,786		292,786

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	金	額	変	更	金	額
職	員	給	与	費				千円 49,022
								千円 52,384

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,587千円に改める。

平成25年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土地の売却		平方メートル 182,400			平方メートル 7,000	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 494,293	千円 △ 374,014	千円 120,279
第1項	営業収益	491,599	△ 373,437	118,162
第2項	営業外収益	2,694	△ 577	2,117

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業費用	千円 302,956	千円 △ 198,323	千円 104,633
第1項	営業費用	302,335	△ 198,059	104,276
第2項	営業外費用	621	△ 264	357

平成 25 年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
年 間 患 者 数	入 院	1,073,000 人	967,000 人
	外 来	1,629,000 人	1,560,000 人
	計	2,702,000 人	2,527,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入 院	2,940 人	2,649 人
	外 来	6,676 人	6,393 人
	計	9,616 人	9,042 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	75,005,035	△ 1,179,272	73,825,763
第1項	医療収益	64,915,946	△ 2,607,359	62,308,587
第2項	医療外収益	10,088,889	1,428,287	11,517,176
第3項	特別利益	200	△ 200	

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	75,004,007	△ 204,592	74,799,415
第1項	医療費用	72,891,071	△ 164,788	72,726,283
第2項	医療外費用	2,112,736	△ 200,647	1,912,089
第3項	特別損失	200	160,843	161,043

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,419,821千円は、過年度分損益勘定留保資金2,573,503千円及び当年度分損益勘定留保資金1,846,318千円で補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	3,995,010	△ 893,496	3,101,514
第1項	投資回収	2,724	△ 1,459	1,265
第2項	企業業債	2,704,000	△ 288,000	2,416,000
第3項	補助金	85,903	13,937	99,840
第4項	負担金交付	1,187,728	△ 617,181	570,547
第5項	その他資本的収入	14,655	△ 793	13,862

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	8,234,781	△ 713,446	7,521,335
第1項	建設改良費	2,923,815	△ 289,190	2,634,625
第3項	投資	2,724	△ 814	1,910
第4項	償還	5,307,561	△ 423,442	4,884,119

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		變更金額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度
1	資本的支出	1 建設改良費	十日町病院改築事業	9,509,172	千円	25	千円		千円
						26	1,897,070		2,012,441
						27	1,583,826		1,644,063
						28	138,215		178,308
						29	1,310,981	10,282,723	1,388,093
						30	2,296,399		2,429,225
						31	1,916,712		2,096,510
						32	365,969		534,083

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	變更金額
病院整備事業費	千円 2,704,000	千円 2,416,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	金	額	変	更	金	額
1	職 員 給 与 費	千円	39,571,764	千円		39,833,221	千円	
2	交 際 費		1,000				100	

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,904,740千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科	目	元	金	額	変	更	金	額
	たな卸資産購入限度額	千円	18,457,900	千円		18,382,151	千円	

平成25年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	千円 284,513	千円 △ 92,328	千円 192,185
第1項 医業外収益	284,513	△ 92,328	192,185

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	千円 284,513	千円 △ 92,328	千円 192,185
第1項 医業外費用	284,513	△ 92,329	192,184
第2項 医業費用		1	1

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,342,681	△ 231,969	3,110,712
第1項 企業債	1,466,000	△ 52,000	1,414,000
第2項 補助金	1,258,913	△ 141,379	1,117,534
第3項 負担金交付金	617,768	△ 38,590	579,178

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	3,342,681	△ 231,969	3,110,712
第1項 建設改良費	3,339,205	△ 235,575	3,103,630
第2項 無形固定資産費	2,402	3,606	6,008

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元 金 額	変 更 金 額 千円
病院整備事業費	1,466,000	1,414,000

(他会計からの補助金)

第5条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,307,823千円に改める。

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政 策 費	地域プロジェクト事業費	千円 48,991
	第2項 総務管理費	地域活性化推進費	116,062
第3款 県民生活・環境費	第2項 防 災 費	県有財産管理費	15,793
		新潟県航空消防防災体制整備費	2,881,010
		危機管理センター改修・増強費	3,600
		放射線監視施設等管理費	1,539

第4款	福祉保健費		監視施設設備等整備費	78,915
		第1項	福祉保健部地域機関等整備費	22,913
		第3項	P E T / C T 検査機器等整備補助金	264,348
			魚沼地域医療研修病院群整備補助金	827,057
			災害時医療体制強化事業費	67,399
		第4項	新潟医療人育成センター整備補助金	510,000
		第5項	高齢者福祉施設整備補助金	480,165
		第7項	水道施設災害復旧費補助金	280
		第8項	バリアフリーーまちづくり事業費	469,757
			障害者支援施設等整備補助金	19,900
			障害者支援施設等耐震化等整備補助金	479,318
		第9項	子ども・子育て支援新制度電子システム構築等補助金	422,824
			保育所等設置補助金	137,265
第6款	産業費	第5項	新潟ふるさと村施設整備費	19,126

第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	經 營 構 造 對 策 事 業 助 成 費	160,418
	第3項 農 産 園 芸 費	農 業 適 正 管 理 事 業 補 助 金	40,430
	第7項 水 産 業 費	広 域 漁 場 整 備 事 業 費	134,074
		漁 場 環 境 保 全 創 造 事 業 費	85,355
		県 営 水 産 流 通 基 盤 整 備 事 業 費	236,317
		県 営 水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	658,492
		県 営 水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 費	186,903
		市 町 村 営 漁 村 再 生 事 業 補 助 金	10,814
	第8項 林 業 費	県 営 漁 港 整 備 事 業 費	1,179
		林 道 開 設 事 業 費	1,000,979
		林 道 開 設 事 業 助 成 費	164,620
		県 単 林 道 整 備 事 業 補 助 金	96,337
		ふるさと林道緊急整備事業費	98,108
		県 営 貯 木 場 復 旧 工 事 費	12,634

	森林整備加速化・林業再生補助金	1,841,692
	森林研究所施設修繕費	12,383
	予防治山事業費	336,794
	地域防災対策総合治山事業費	37,686
	水源森林再生対策事業費	46,355
	奥地保安林保全緊急対策事業費	5,961
	治山等激甚災害対策特別緊急事業費	214,764
	漁場保全関連特定森林整備事業費	220,351
	災害関連緊急治山等事業費	158,371
	小規模治山事業費	9,582
	小規模治山事業補助金	5,507
	土砂災害緊急治山事業費	1,507
	土砂災害緊急治山事業補助金	80,500
第10項	農地基盤整備費	65,960

	県営中山間地域総合農地防災事業費	20,570
	国営附帯県営農地防災事業費	57,740
	県営農道整備事業費	605,666
	過疎地域等農道代行事業費	105,115
	団体営災害関連事業助成費	65,704
	団体営農村振興総合整備事業助成費	109,516
	団体営農業集落排水事業助成費	47,700
	基盤整備促進事業助成費	28,548
	県単地すべり防止事業費	36,365
	県単農業・農村整備事業補助金	44,993
	農用地等集団化事業費	545
	地籍調査事業費	60,748
	河川台帳整備費	5,110
	土木施設等環境整備対策費	410,029
	第11項 農地計画法費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	

	うるおいの新潟創成事業費	37,099
	公共事業企画調査費	9,896
	社会資本維持管理計画策定費	42,262
第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	134,480
	建設関係道路調査費	49,396
	道路維持管理費	241,920
	舗装道路維持修繕費	49,119
	災害防除施設費	331,226
	交通安全施設費	47,441
	管理関係地方特定道路費	51,501
第3項 河川海岸費	橋りょう補修費	147,094
	排水機場等整備費	49,989
	魚野川流域水資源確保検討費	15,607
	河川調査費	12,010

	海岸調査費	1,720
	総合流域防災対策情報基盤等整備費	106,712
	ハザードマップ作成・周知支援費	14,885
	河川補修費	149,605
	河川環境整備費	24,000
	河川災害復旧助成費	7,199,232
	海岸環境整備費	39,000
	海岸維持費	4,000
	海岸施設補修費	39,293
	ダム維持管理費	104,600
	ダム施設緊急整備事業費	36,401
	河川総合開発事業費	53,916
第4項 砂防費	河川砂防調査費	15,639
	地すべり調査費	4,800

	砂防設備修繕費	16,600
	砂防施設維持修繕費	13,500
	地すべり防止施設維持修繕費	12,176
	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	3,000
	災害関連緊急砂防費	556,015
	克雪対策砂防設備改良事業費	953
	土砂災害緊急事業費	460,618
	災害関連緊急地すべり対策費	152,692
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策費	38,103
第5項	都市計画費	5,805
	公園維持管理費	37,300
	流域別下水道整備総合計画策定費	5,276
第6項	建築費	212,895
	県営住宅管理費	23,000

第7項	交通	政	策	費	北陸新幹線整備負担金	22,022							
						第9項	港	湾	加治川補償用水施設等管理費	7,578			
第3項	高	等	学	校	費	33,917							
						港	湾	修繕費	25,808				
第8項	私	学	教	育	費	14,173							
						高	校	修繕費	4,059				
第1項	農	林	水	産	費	120,556							
						私	立	高	等	学	校	施	設
第2項	土	木	害	復	設	766,000							
						農	業	災	害	復	旧	費	252,182
第10款	教	育	費	費	費	209,032							
						耕	地	災	害	復	旧	費	2,566,935
第11款	災	害	復	旧	費	34,177							
						建	設	関	係	災	害	復	旧

第3項 教災	害復 施旧 設費	県単	災復	旧費	150,373
		学	校災	復旧費	26,620
		県	単災	復旧費	5,830
合		計			38,338,403

2 変更					
款	項	事業名	修正前の額	修正後の額	
第2款 総務費	第2項 総務管理費	庁舎耐震改修費	千円 771,404	千円 1,026,150	
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	原子力防災対策費	1,200,000	1,400,000	
第7款 農林水産業費	第7項 水産業費	県営漁港施設機能強化事業費	44,200	129,900	
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	7,500	15,980	
第8項 林業費	第8項 林業費	林道改良事業助成費	2,500	18,971	
		民有林造林奨励補助金	294,000	638,000	
		復旧治山事業費	252,255	408,764	
		防災林造成事業費	271,350	639,126	
		地すべり防止事業費	797,970	1,007,554	
第9項 農地管理費	第9項 農地管理費	土地改良施設県管理費	143,424	207,049	
第10項 農地基盤整備費	第10項 農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	117,820	1,259,686	
		県営ストックメソッド水利用施設設置費	423,600	875,304	

第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	第11項 農地計画費	県営農地防災排水事業費	72,180	346,334
			県営灌漑水防除事業費	1,027,000	2,106,015
			県営地すべり対策農地事業費	404,000	658,271
			県営ため池等整備事業費	4,000	499,424
			県営地盤沈下対策農地事業費	20,000	293,418
			県営経営体育成基盤整備事業費	228,095	5,915,535
			県営中山間地域対策事業費	20,000	749,794
			地域農業水利施設ストックマネジメント費	30,760	224,210
			団体菅里地棚田保全整備事業助成費	7,520	29,233
			震災対策農業水利施設点検・調査計画費	446,815	946,489
			震災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	53,185	80,600
			県営農業農村整備調査計画費	29,400	41,235
			団体営調査設計事業補助金	174,500	293,600
			橋りょう維持修繕費	100,000	361,410

防 災 ・ 防 雪 施 設 維 持 修 繕 費	29,000	274,899
道 路 改 築 費	1,152,970	5,688,218
道 路 改 築 費 (県 単)	425,000	1,533,148
地 方 特 定 道 路 整 備 改 築 事 業 費	325,000	1,303,712
道 路 安 全 施 設 費	508,200	1,143,269
道 路 改 善 費	537,600	797,711
道 路 防 災 対 策 費	268,500	393,044
橋 り よ う 補 修 費 (県 単)	961,000	1,905,171
隧 道 補 修 費	185,600	303,575
舗 装 道 道 補 修 費	1,547,100	2,485,425
防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	384,500	676,603
雪 寒 施 設 整 備 費	349,500	589,660
道 路 融 雪 施 設 補 修 費	1,071,000	2,028,510
緊 急 地 方 道 路 整 備 費	2,909,945	10,208,506

	緊急地方道路整備費 (街路)	628,270	2,538,245
第3項 河川 海岸 費	河川管理施設機能確保事業費	187,450	360,450
	河川 維持 費	52,000	802,861
	広域 河川 改修 費	2,253,700	6,942,490
	河川 整備 促進 事業 費	21,400	83,928
	河川 総合流域防災対策整備費	276,500	561,791
	河川 災害 関連 費	417,648	492,699
	床上浸水対策特別緊急事業費	105,000	2,464,021
	河川災害復旧関連緊急事業費	346,500	714,299
	河川 整備 備 費	1,113,200	3,105,727
	海岸 高潮 対策 費	107,000	404,581
	海岸 整備 備 費	903,800	1,407,144
	堰 堤 改良 費	118,139	514,212
	第4項 砂防 費	242,320	1,110,917

火	山	砂	防	費	249,600	502,565									
砂	防	激	甚	災	害	対	策	特	別	緊	急	事	業	費	1,949,171
砂	防	綜	合	流	域	防	災	対	策	整	備	費	52,000	513,041	
災	害	関	連	砂	防	費	43,965	69,697							
砂	防	工	事	費	529,340	845,083									
地	す	べ	り	対	策	費	780,480	1,099,383							
地	す	べ	り	防	止	工	事	費	446,390	589,086					
急	傾	斜	地	崩	壊	対	策	費	135,200	314,712					
急	傾	斜	地	崩	壊	防	止	工	事	費	20,270	99,505			
集	落	雪	崩	対	策	費	74,000	100,738							
街	路	事	業	費	128,010	380,914									
街	路	整	備	費	80,000	290,900									
公	園	整	備	費	21,505	176,456									
公	園	整	備	費	270,000	525,925									
第5項 都市計画費															

第10款 教 育 費	第9項 港 灣 費	港 灣 改 修 費	621,550	1,286,736
		港 灣 環 境 整 備 費	21,050	199,420
		港 灣 施 設 改 良 統 合 補 助 事 業 費	455,400	924,582
		港 灣 海 岸 保 全 費	610,600	943,378
第3項 高 等 學 校 費	第4項 特 別 支 援 學 校 費	高 校 大 規 模 · 耐 震 改 修 費 (原 單)	2,200,463	2,207,431
		特 別 支 援 學 校 大 規 模 · 耐 震 改 修 費 (原 單)	153,969	166,490
合 計			32,916,567	85,423,536

平成25年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 13,650
合 計			13,650

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	1,060,991 千円
	第4項 災害復旧費	流域下水道災害復旧事業費	4,932
合 計			1,065,923

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	17,738 <small>千円</small>
		港湾施設整備費	94,000
		両津港南ふ頭旅客上屋耐震改修費	776
合 計			112,514

